

令和6年3月29日

松本市長

臥 雲 義 尚 様

(一社)松本観光コンベンション協会
会 長 齊 藤 茂 行



(一社)松本観光コンベンション協会の 財源確保に関する要望書

拝啓

平素は松本市の観光振興にご尽力いただくとともに、私ども(一社)松本観光コンベンション協会(以下、「協会」という。)の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度、松本市の強力なサポートのもと、松本観光コンベンション協会あり方検討会議が「松本市の観光振興を推進する官民連携のあり方と松本観光コンベンション協会の組織見直しに関する提言」(以下、「提言」という。)をまとめ、市に提出させていただきました。

提言では、協会が行政(市)の下請け機関のような役割を果たしてきた従来の関係性を抜本的に見直すこととし、協会は、市と協会の役割分担に基づいた分野について独自の戦略をたて、民の論理(マーケティング重視、成果主義、専門人材の確保・育成など)で、市にはできない事業、地域に持続的な経済効果をもたらす事業を展開することが明記されています。

この提言を実現するために、協会では、本年度、新たに改革推進委員会を設置し、協会としての使命を果たすために必要な体制の構築に向けて具体的な議論を進めておりますが、専門人材を確保し独自の事業を積極的に展開するためには、財政基盤の強化、安定財源の確保が必要です。

そこで、提言の財源の見直しに関する方向性にも示されている通り、新たな観光振興の財源として法定外目的税を導入していただきたく、下記のとおり要望いたします。

記

- (1) 少子高齢化の進展で、市の一般財源に依存できない状況や観光客のサービス向上に資する事業を積極的に展開することに鑑み、新たな観光振興の財源として法定外目的税を導入し、協会の財源として活用させていただけるよう要望いたします。
- (2) 松本市が法定外目的税を導入する場合には、当然、関係する事業者をはじめ、市民、議会等への十分な説明や行政手続きなどに相応の時間を要します。既に宿泊税を導入している自治体においても2年程度の期間をかけて計画的に実施にこぎつけており、本市においても一定の準備期間を要するものと考えます。
つきましては、法定外目的税の導入に向けた検討を早期に開始していただきますよう要望いたします。
- (3) 県税と市税の併用のあり方については、県の制度設計が固まる前に、県と十分調整していただきますよう要望します。

【参考】

- ・法定外目的税は、現在、東京都、大阪府、京都市、金沢市、北海道倶知安町、福岡市、北九州市、福岡県、長崎市が法定外目的税(宿泊税)を導入しており、この動きは徐々に全国的な広がりを見せ、既に、県内においては、長野県、白馬村、阿智村、山ノ内町などで導入に向けた検討がスタートしています。
- ・とりわけ、長野県においては、昨年の12月22日に開催された県観光振興審議会の財源検討部会で宿泊税を導入する案が県から示され、長野県が宿泊税を導入する方向が確定的になったとの報道がありました。県は、税収の一部を市町村の支援に充てるとのことですが、県税である以上、県が定める目的に用途が限定されてしまうことや、宿泊税の納入額に応じた公平な分配がなされるのか等が危惧されます。

以上、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具